

昭和38年職厚—2327 新旧対照表（平成30年職職—69関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3条関係</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) (8)の業務について原子力施設検査官又は原子力保安検査官を補助する職員の行う業務</p> <p>(10)～(14) （略）</p> <p><u>(15) 原子力災害対策特別措置法第32条に基づく立入検査の業務（原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）第18条に規定する上席放射線防災専門官の行うものに限る。）</u></p>	<p>第3条関係</p> <p>1～5 （同左）</p> <p>6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(8) （同左）</p> <p>(9) (8)の業務について原子力施設検査官を補助する職員の行う業務</p> <p>(10)～(14) （同左）</p> <p>（新設）</p>